一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　愛知県豊川市御津町金野国坂五九の三〇から五九の三二まで、一〇三の六一、一〇三の一九六、千両町極楽寺二二の一、二三の一、二四から二六まで、二六の一、二七の一、二七の二、二九の三、二九の二〇から二九の二二まで、二九の二五から二九の三三まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年九月九日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　愛知県豊川市萩町慈眼庵二一の三一、二一の三四、二一の三六、二一の三七、二一の四一、二三の二、東上町本宮山一の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年九月九日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　愛知県豊川市萩町千甫地八一の一、萩沢奥二九の一〇、二九の三五、二九の四二、二九の四三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年九月九日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　愛知県岡崎市井沢町字宇中戸二七（次の図に示す部分に限る。）、淡渕町字新畑二四の一、二四の七から二四の一二まで、鳥川町字小デノ沢一九の一、二二、二四、二五の一、二五の二、二六の一、二七、二八の一、二九の一、二九の四、二九の六から二九の八まで、四四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年九月九日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　愛知県岡崎市明見町字田代二七六（次の図に示す部分に限る。）、二七〇の一、二八三の一、二八四から二八六まで、二八七の四、二八七の六、二八七の八、二八七の九、切山町字大ゾレ九の六（次の図に示す部分に限る。）、木下町字横根五の一から五の三まで、六、字寸五郎六の一九、字川登二の二、字山ノ羽七の四、二六の一、二六の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年九月九日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　滋賀県甲賀市土山町山中字曽利野五の四七・五の四八・五の六五・五の七八（以上四筆国有林）、五の一、五の四から五の二二まで、五の二四から五の四六まで、五の四九から五の六三まで、五の六六から五の六九まで、五の七一から五の七七まで、五の七九、五の八〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字曽利野五の七、五の八
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年九月九日
農林水産大臣　山本　有二
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　滋賀県甲賀市土山町山中字外林一九二、字榎一九四の二（国有林）、一九四の一、字宮ノ後一九五、一九五の一、一九六、字正ブ谷一九九の一
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）